特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 8 | 措置診察等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)に基づく措置診察等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

| _I 関連情報 | | | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | |
| ①事務の名称 | 精神保健福祉法に基づく措置診察等に関する事務 | | | | | |
| ②事務の概要 | 精神障害のため自傷・他害行為に及ぶおそれのある者について、精神保健指定医による診察を行入院措置等を行う。その際、費用徴収の事務のため特定個人情報である精神保健福祉法第30条規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報、住民票関係情報、生活保護実施情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報を利用する。 | | | | | |
| ③システムの名称 | 共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシ ステム | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル | 名 2 | | | | | |
| 措置診察台帳 | | | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一 14の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1号 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 | | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシ | ノステムによる情報連携 | | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> | | | | | |
| ②法令上の根拠 | 【照会】 番号利用法第19条第8号 別表第二 22の項、23の項、24の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条、第16条、第17条 【提供】 なし | | | | | |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 | | | | | |
| ①部署 | 健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉課 | | | | | |
| ②所属長の役職名 | 精神保健福祉課長 | | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | | |
| なし | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正•利用停止請求 | | | | | |
| 請求先 | 広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583 | | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ | | | | | |
| 連絡先 | 広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2228 | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-----------------|-------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | | 14年11月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者数 | | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | 令和4年11月1日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | |] | 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | |
|--|------|-----------|-------|-------------------------|---|-------------------|--|
| [基礎 | 項目評価 | 書] | | 1) 基 2) 基 | 《択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及び 基礎項目評価書及び | 重点項目評価書 全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(* | 青報提供 | ネットワークシステ | テムを通じ | た入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | 1) 特 | 昼択肢> 会に力を入れている 一分である 果題が残されている | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | 1) 特 2) 十 3) 詩 | 【択肢> 計に力を入れている 一分である 果題が残されている | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | 1) 特 2) 十 | 【択肢> 针⊂力を入れている −分である 果題が残されている | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの |)取扱い | の委託 | | | [0 |]委託しない | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| |] | 1) 特 | 表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表 | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | (委託や | 情報提供ネットワー | クシステム | | |]提供・移転しない | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| |] | 1) 特 | 摂肢>持に力を入れている分である果題が残されている | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | の接続 | | []接続しな | い(入手) [O |]接続しない(提供) | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | 1) 特 2) 十 3) 訝 | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| |] | 1) 特 2) | 【択肢> 特に力を入れている −分である 果題が残されている | | |
| 7. 特定個人情報の保管・2 | 肖去 | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | 1) 特 2) 十 | 【択肢> 特に力を入れている −分である 果題が残されている | | |
| 8. 監査 | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [] | 内部監査 | [] 外部監 | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓 | 発 | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | 1) 特 2) 十 | 【択肢> 持に力を入れて行って -分に行っている -分に行っていない | こいる | |

変更箇所

| 変更箇 | <u>听</u> | 変更箇所 | | | | | | | | |
|-------------|---|---|--|------|---|--|--|--|--|--|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 | | | | | |
| 平成28年11月18日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要 | 知、指直へ所の決定、移送の決定、入院指直 の解除の通知を行うため、特定個人情報である 住民票関係情報を利用し、費用徴収の事務の | 精神障害のため自傷・他害行為に及ぶおそれのある者について、精神保健指定医による診察を行い、入院措置等を行う。その際、費用徴収の事務のため特定個人情報である精神保健福祉法第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報、住民票関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報を利用する。 | 事後 | | | | | | |
| 平成28年11月18日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | の番号の利用等に関する法律(以下、「番号利 用法」という。)第9条第1項 別表第一第14項 | 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下、「番号利 用法」という。)第9条第1項 別表第一 14の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第14条第1号 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 | 事後 | | | | | | |
| 平成28年11月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 務省令未制定)、第23項、第24項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第16条、第17条 【提供】 番号利用法第19条第7号 別表第二第56の2項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 | 及び情報を定める命令第15条、第16条、第17 条 | 事後 | | | | | | |
| 平成28年11月18日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年12月1日時点 | 平成28年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 平成28年11月18日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年12月1日時点 | 平成28年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 平成29年11月17日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年11月1日時点 | 平成29年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 平成29年11月27日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成28年11月1日時点 | 平成29年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 平成30年11月16日 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年11月1日時点 | 平成30年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 平成30年11月16日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年11月1日時点 | 平成30年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 平成31年3月8日 | Ⅳリスク対策 | - | 項目の追加 | 事後 | 基礎項目評価書の記載事項 に係る改正による様式の変更 であるため、事前の提出、公 表が義務付けられていない。 | | | | | |
| 令和2年12月16日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か | 1000人以上1万人以内 | 1万人以上10万人以内 | 事後 | | | | | | |
| 令和2年12月16日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年11月1日時点 | 令和2年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 令和2年12月16日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年11月1日時点 | 令和2年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 令和3年11月24日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年11月1日時点 | 令和3年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 令和3年11月24日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年11月1日時点 | 令和3年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 令和5年3月31日 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年11月1日時点 | 令和4年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |
| 令和5年3月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年11月1日時点 | 令和4年11月1日時点 | 事後 | | | | | | |